

報道機関各位

定額減税補足給付金（調整給付金）の給付を行います

令和6年度における物価高騰対応重点支援給付金のうち、定額減税補足給付金（調整給付金）の給付を以下のとおり実施します。

1 対象者（対象人数：約16万人）

令和6年度個人市県民税が北九州市で課税されている方のうち、所得税・個人市県民税所得割の定額減税を十分に受けられない方（定額減税可能額が、令和6年分の所得税推計額又は令和6年度個人市県民税所得割額を上回る方）。

2 給付額（給付金額：約66億円）

所得税及び個人市県民税所得割のそれぞれについて、定額減税による控除不足額を計算して合算の上、1万円単位に切り上げた額が給付額となります。

3 受給手続及び給付スケジュール

7月22日（月）から、順次、支給対象となる方へ、給付額を記載した「支給通知書」又は「支給確認書」を送付します。

| 対象 | 発送書類・発送日 | 必要な手続き | 支給日 |
|-----------------|--------------------------------|----------------------------|------------------|
| 市が口座情報を把握している方 | 支給通知書 【プッシュ型】 7月22日（月）発送 | 手続き不要 （口座変更の場合のみ手続きが必要） | 8月15日（木） 以降順次 |
| 市が口座情報を把握していない方 | 支給確認書 7月29日（月）発送 | 郵送又はオンラインにより口座情報の登録が必要 | 8月23日（金） 以降順次 |

4 市民からのお問合せ先

北九州市重点支援給付金コールセンター

☎ 0120-034-553（平日9:00～17:00）

制度については北九州市ホームページ「調整給付金」で検索またはQRコード

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/088_00001.html



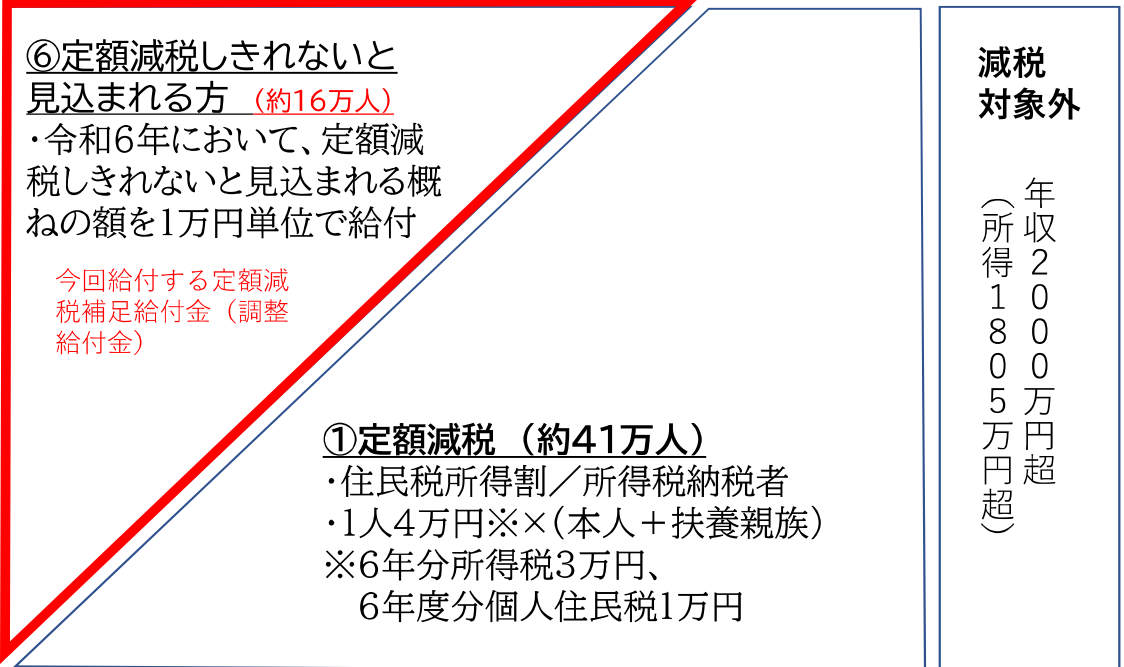
【問合せ先】 財政・変革局課税第一課
担当：(課長)金子・(係長)小森
電話：093-582-2033

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置の概要 (施策イメージ)

【保健福祉局所管】

| | |
|---|---|
| ④低所得者の子育て世帯への「こども加算」 ・18歳以下の児童1人5万円加算 | |
| ②(令和5年度) 非課税等世帯 ・1世帯7万円追加給付 (すでに給付された3万円と合計で10万円) | ③(令和5年度) 均等割のみ課税世帯 ・1世帯10万円給付 |
| ⑤(令和6年度)新たな非課税等世帯 ・新たに住民税非課税、住民税均等割のみ課税となる世帯に、1世帯10万円給付 ※令和5年度に所得割があり、令和6年度に非課税等となった方への対応 | |

【財政・変革局所管】



(年収高)